

出版界における契約実態について

1. 書籍出版における契約締結の割合について

「出版契約における実態調査」(1997年11～12月実施)

書協会員社(497社)に対するアンケート調査。回答総数146社(回答率29.4%)

最近1年間の新刊点数および出版契約締結件数

回答社の新刊点数 15,388点 契約締結点数 6,902点(44.9%)

〔分野別割合〕

分野	総記	哲学	歴史 地理	社会 科学	自然 科学	工学 工業	産業	芸術 生活	語学	文学	児童	学参	コミック	不明	合計
新刊点数	348	254	440	2263	1305	882	151	1730	416	2141	1100	1649	2137	572	15388
契約点数	32	119	237	876	1055	747	128	928	196	506	857	499	514	208	6902
割合	9.2	46.9	53.9	38.7	80.8	84.7	84.8	53.6	47.1	23.6	77.9	30.3	24.1	36.4	44.9

2. 書協作成「出版契約書(一般用)ヒナ型」の主な内容

○契約の種類＝著作権設定契約(1条1項)

※本著作物の独占的・排他的使用(4条)。

※著作権設定登録に関しては、登録義務者(複製権者)の登録承諾書を兼ねている(1条3項)。

○類似出版物の出版禁止

著作権者は、本著作物と明らかに類似する内容の出版物もしくは本著作物と同一書名の著作物を出版せず、他人に出版させない。

○著作権使用料の支払い(16条)〔上記調査結果〕

印税方式 87.1% 買取り方式(一括払方式) 12.9%

※出版界において「買取り」という用語が用いられる場合、著作権使用料の一回払い方式を意味し、著作権譲渡を意味しないことが通例である。

印税方式の場合 発行部数制 64.5% 実売部数制 35.5%

○複写(19条)

著作権者は、本著作物の複写に関する権利の管理を出版者に委託する。また、出版者が管理事業者に再委託することも承諾する。

○電子的使用(20条)

本著作物の全部または相当部分の電子媒体による発行・公衆送信に関し、著作権者は、出版者に優先権を認める。具体的条件については両者協議する。

○二次的使用(21条)

翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画・電子媒体等、その他二次的に使用される場合、著作権者はその使用に関する処理を出版者に委任する。具体的条件については両者協議する。

○契約の有効期間・自動更新(26、27条)〔上記調査結果〕

当初契約期間で一番多いもの(社数) 3年(35.3%)、5年(30.2%)、10年(13.7%)

自動更新期間で一番多いもの(同) 1年(35.9%)、3年(28.2%)、2年(13.7%)

3. 雑誌における契約

- 一般雑誌においては、個々の掲載記事について書面による契約はほとんど行われていない。これは、同一巻号の雑誌が重版を期待して継続出版される可能性が小さいので、著作権設定契約にはなじまないことによる。
- 主として学術・専門雑誌においては、執筆要項によって原稿料を含む契約内容を明示するとともに、個々の著者への執筆依頼状を送付し、その承諾書を返送してもらうことによって、出版契約書の締結に代えて当事者間で契約内容を確認するようにしている場合が多い。自然科学系のいわゆる原著論文誌においては雑誌ごとに投稿規定を制定し、当該誌に常時掲載、論文の掲載条件について事前に了解することを前提に原稿を受け付けている。
- 一般雑誌における著作権の使用許諾は、慣行上、その号の発行期間内における独占使用であると考えられる。したがって、次号が発行される段階で、当該著作物の複製権は、特約がない限り、著作権者によって行使しうようになる。
- 学術・専門雑誌では、バックナンバーを長期間に渡って販売することが多いこと、特に自然科学系雑誌においては、雑誌掲載論文をその後別の出版物に掲載する例がほとんどないこと、掲載論文が発行後5～10年にわたって複写の対象になる可能性があること等の理由から、当該号の発行期間経過後も出版社が複製権を独占的に保有する慣行がある。

4. コミックにおける契約

- 近年、コミックの二次的使用の増加、著作権者・出版社双方の契約意識の向上によって、出版契約書の締結割合は、上記1の実態調査の時点から比較して、飛躍的に高まっているといえる。また、2005.1.1.施行の著作権改正法において、書籍・雑誌に係る貸与権が認められたことに関し、貸与権の委任を出版社が受ける必要性から、さらに出版契約締結の割合は高まっているといえる。
- 出版社によっては、漫画家との専属契約を結んでいるところがあり、それによって個々の著作物についての出版契約書に代えているケースもある。
- コミックは、まず最初に雑誌に連載され、そこで好評を得れば単行本化に進むケースがほとんどであり、通常、週刊誌の3カ月分の連載で単行本1冊になる。少なくとも単行本化されてはじめて、キャラクター使用、アニメ化等、二次的使用の可能性が出てくるので、契約書を締結する場合でも、雑誌連載時には契約書は締結せず、単行本化の際に契約するケースがほとんどである。契約の方式としては、単行本の第1巻の際に、以後の巻についても包括的に契約する方式と、各巻ごとに契約書を交わす方式がある。
- 単行本化に際しての著作権設定契約では、キャラクター使用、アニメ化等の二次的使用に関しては、出版社に優先権を与え、実際に具体的な話が出たときに条件等について協議する。

以上